

令和2年12月23日

保護者 各位

岡崎市立羽根小学校
校長 小田 哲也

岡崎市配付の児童用タブレット端末 (iPad) の破損等の補償範囲と対応について (通知)

本年度、4年生以上に岡崎市教育委員会より整備・貸与されたタブレット端末 (iPad) は、学校において様々な学習場面で利用しているところです。1～3年生は、3学期から貸与が開始される予定です。利用に際しては、教師の指導のもと、落下防止や傷がつかないように配慮をして、大切に利用しています。このタブレット端末 (iPad) は、岡崎市立の小中学校に在籍する間、中学校3年生まで貸与され、利用を継続することから、自分のもののように大切に利用することが重要です。

今後は、政府の緊急事態宣言などにより自宅へ持ち帰って家庭学習等で行うこともあります。ご家庭など学校外での利用では、状況によって傷や破損等も想定されることとなります。タブレット端末 (iPad) の破損等については、状況や場合により、御家庭で任意保険または実費負担での補償をお願いすることがあります。

つきましては、岡崎市教育委員会の指導により、タブレット端末 (iPad) の破損等についての補償について、下記のとおり対応しますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 補償対象となる範囲

- ・学校敷地内の教育活動において生じた過失による破損
- ・学校敷地内で発生した盗難 (警察への盗難被害届の提出が必要)
- ・適切な利用において生じた故障

2 補償対象外となる事例

- ・学校敷地外で生じた破損
- ・学校敷地内外を問わない紛失
- ・雨天時の屋外での利用による雨水による故障
- ・故意の改造や設定変更による破損、故障、利用不可となる状態
- ・日常的な利用で摩耗、劣化した消耗品の代替
- ・上記以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損等

3 補償対象外となる場合の対応

- ・保護者が加入した任意保険または実費負担で補償していただくこととなります。
- ・保護者が加入できる任意保険については、4月に学校で紹介している「愛知県小中学校PTA連絡協議会 小中学生総合保障制度」等があります。

4 消耗品の自然劣化や摩耗について

- ・児童 (生徒) 用スタイラスペンは、支給から1年経過後は、個人で準備するものとなります。 (個人で準備するものは、Apple Pencil 等の高価なものは対象外)
- ・画面保護フィルムが、長期間利用する中で劣化したり、傷付いたりした場合、代替品の購入と貼り替え作業は、個人負担となります。

5 持ち帰りをした場合の家庭での利用時の注意点について

- ・水筒などの硬い物と一緒にかばんに入れないようにし、画面を保護してください。
- ・自宅で利用する場合は、身の回りの場所を整理したうえで丁寧に扱ってください。
- ・自宅以外の場所には持ち出さないようにし、学習目的に限って利用してください。

(連絡先：岡崎市立羽根小学校 教頭 河合由起子 51-1795)